

## 宮崎県森林環境税活用検討委員会設置要綱

平成18年5月10日

環境森林部環境森林課

### (設置)

第1条 宮崎県森林環境税基金条例（平成18年宮崎県条例第23号）第1条に規定する森林環境税基金の適正な運用を図るため、「宮崎県森林環境税活用検討委員会（以下「委員会」という）」を設置する。

### (検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、協議を行う。

- (1) 森林環境税基金を活用した施策に関すること。
- (2) 公募事業の検討、選定に関すること。
- (3) 実施事業の成果の検証に関すること。
- (4) その他森林環境税及び森林環境税基金の運用に関すること。

### (構成)

第3条 委員会は、公募及び指名により、別紙に掲げる委員をもって構成する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。

2 委員は再任することができる。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、委員が互選し、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、環境森林部長が招集する。

2 会議の議長は、委員長が当たる。

3 委員会は、必要があるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、環境森林部環境森林課において処理する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成18年5月10日から施行し、宮崎県森林環境税基金条例（平成18年宮崎県条例第23号）が廃止された時に効力を失う。

### 附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

## 宮崎県森林環境税活用検討委員会委員

任期：平成30年8月1日～平成32年7月31日

| 氏 名               | 職 名 等                | 備 考    |
|-------------------|----------------------|--------|
| おおつかひろし<br>大塚 浩史  | 住友ゴム工業株式会社宮崎工場総務担当課長 |        |
| かわかみかずえ<br>川上 和枝  | 森林環境教育推進員            |        |
| くろきよし のり<br>黒木 由典 | 公益社団法人宮崎県森林林業協会 会長   |        |
| さとうみつぐ<br>佐藤 貢    | 日之影町長                |        |
| つるながたかし<br>鶴永 貴史  | 日本熊森協会宮崎県支部 支部長      | (公募委員) |
| なかたけともかず<br>中武 智和 | 宮崎県林業研究グループ連絡協議会 会長  |        |
| ひらきかつじ<br>平木 克二   | 樹木医                  | (公募委員) |
| ふくながえいこ<br>福永 栄子  | 地域コーディネーター           |        |
| ふじかけいちろう<br>藤掛 一郎 | 宮崎大学農学部教授            |        |
| みやざききょうこ<br>宮崎 香子 | NHK 宮崎放送局キャスター       |        |
| 10名               |                      |        |

50音順（敬称略）